

富士吉田職員宿舎構外駐車場舗装工事に係る
一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和5年2月6日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 工事の名称

富士吉田職員宿舎構外駐車場舗装工事

(2) 工事場所

富士吉田市上吉田四丁目213-3

(3) 工事内容

- ・既存未舗装駐車場の新規アスファルト舗装工事
- ・その他付帯工事

(4) 業務実施期間

令和5年2月20日(月)から令和5年3月31日(金)まで

2. 事務を担当する所属

山梨県総務部資産活用課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

3. 一般競争入札の参加資格

この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から契約を締結する日までの期間((4)、(5)及び(7)にあっては、それぞれ当該(4)、(5)及び(7)に定める期間)に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定による山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 山梨県公共事業ポータルサイト「有資格者名簿(舗装工事業)」に登載されていること。

(3) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(4) 公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの期間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

(5) 公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの期間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成26年2月3日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(8) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(9) 山梨県内に、本社（店）、支社（店）又は営業所を有する者であること。

4. 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館4階
山梨県総務部資産活用課財産担当

電話番号：055-223-1394

メールアドレス：shisan@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から令和5年2月13日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで4の（1）の交付場所において交付、電子メールにより交付又は山梨県総務部資産活用課のホームページ上において交付する。電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話連絡をした上で、電子メールにて、4の（1）に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号、ファックス番号）及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいメールアドレスから送信すること。

ホームページ：<https://www.pref.yamanashi.jp/shisan/index.html>

(3) 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書をこの公告の日の翌日から令和5年2月13日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに4の（1）の場所に持参又は

書留郵便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

提出期限：令和5年2月13日（月）午後5時まで（書留郵便により提出する場合は、令和5年2月13日（月）午後5時までに必着すること）

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年2月17日（金）午後3時

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県議会議事堂地下会議室

(5) 提出書類

- ・入札書
- ・誓約書
- ・委任状（代理人が出頭する場合）
- ・入札参加を辞退する場合は、辞退届を令和5年2月16日（木）午後3時までに4の（1）に掲げる場所へ持参またはメール提出すること。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた金額に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税法及び地方消費税法に定める消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

入札の回数は2回を限度とする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても原則として入札を執行する。

(7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者がいない場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の協議を行う。

5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の

決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 違約金の有無 有

(6) 最低制限価格の有無 無

(7) 前払金の有無 有

ただし、金額は契約金額の4割以内とし、1万円未満の端数切捨てとする。

(8) その他

① 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

② 詳細は、入札説明書による。

③ 問合せ先 山梨県総務部資産活用課（電話055-223-1394）